

新旧対照表（特約及び特別条項）

旧	新	改定理由等
<p>VI. 運送人責任保険特約</p> <p>第1条（特約の締結）</p> <p>1 本特約を締結しようとする者は、第2条各号に掲げるいずれかの責任について、当該責任の発生原因となる行為をなす前に（ただし、離路（運送契約からの逸脱を含む。）に関しては離路を知った後ただちに）組合に通知し、本特約の締結の承認を得た上で、所定の申込書に本特約の目的である船舶（以下本特約において「加入船舶」という。）その他所定の事項を記載し、署名又は記名なつ印して組合に申し込み、保険料の全部を払い込まなければならない。組合が本特約の締結を承認し、保険料の全部の払込みが行われた時、本特約は効力を生じる。</p>	<p>VI. 運送人責任保険特約</p> <p>第1条（特約の締結）</p> <p>1 本特約を締結しようとする者は、第2条各号に掲げるいずれかの責任について、当該責任の発生原因となる行為をなす前に（ただし、離路（運送契約からの逸脱を含む。）に関しては、組合員が離路を行う前に若しくは離路を知った後ただちに）組合に通知し、本特約の締結の承認を得た上で、所定の申込書に本特約の目的である船舶（以下本特約において「加入船舶」という。）その他所定の事項を記載し、署名又は記名なつ印して組合に申し込み、保険料の全部を払い込まなければならない。組合が本特約の締結を承認し、保険料の全部の払込みが行われた時、本特約は効力を生じる。</p>	<p>実務に合わせて規定を整備するもの。</p>

旧	新	改定理由等
<p>内航曳航特別条項</p> <p>第1条（加入船舶による曳航）</p> <p>1 組合は、<u>保険金額の定めのある</u>保険契約を締結している加入船舶が、日本の各港間若しくは湖、河川又は港内において他船又はその他の被曳航物（以下、「被曳航物等」という。）を曳航（横抱き状態等を含む。）する場合に、曳航作業が開始された時から終了する時まで発生した当該加入船舶の保険契約承諾証の「てん補の範囲」に定める損害及び費用について、組合員がその支払いの責を負い、かつ、損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従ってん補する。ただし、標準的な曳航条件に比し加入船舶の責任が加重されている場合は、曳航条件の内容を申し出てあらかじめ組合の承認を受けなければならない。組合は、その承認にあたり保険料及びてん補の範囲につき条件を付すことができる。</p> <p>なお、加入船舶が他船の出入港又は港内での移動のための補助作業を行う場合は、この特別条項の規定によらず別に定めるハーバータグ特別条項の規定に従ってん補する。</p>	<p>内航曳航特別条項</p> <p>第1条（加入船舶による曳航）</p> <p>1 組合は、内航船保険契約を締結している加入船舶が、日本の各港間若しくは湖、河川又は港内において他船又はその他の被曳航物（以下、「被曳航物等」という。）を曳航（横抱き状態等を含む。）する場合に、曳航作業が開始された時から終了する時まで発生した当該加入船舶の保険契約承諾証の「てん補の範囲」に定める損害及び費用について、組合員がその支払いの責を負い、かつ、損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従ってん補する。ただし、標準的な曳航条件に比し加入船舶の責任が加重されている場合は、曳航条件の内容を申し出てあらかじめ組合の承認を受けなければならない。組合は、その承認にあたり保険料及びてん補の範囲につき条件を付すことができる。</p> <p>なお、加入船舶が他船の出入港又は港内での移動のための補助作業を行う場合は、この特別条項の規定によらず別に定めるハーバータグ特別条項の規定に従ってん補する。</p>	<p>文言の整備</p>

<p>第2条（他船による加入船舶の曳航）</p> <p>1 組合は、<u>保険金額の定めのある</u>保険契約を締結している加入船舶が、日本の各港間若しくは湖、河川又は港内において他船により曳航（横抱き状態等を含む。）される場合に、曳航作業が開始された時から終了する時まで発生した当該加入船舶の保険契約承諾証の「てん補の範囲」に定める損害及び費用について、組合員がその支払いの責を負い、かつ、損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従ってん補する。ただし、標準的な曳航条件に比し加入船舶の責任が加重されている場合は、曳航条件の内容を申し出てあらかじめ組合の承認を受けなければならない。組合は、その承認にあたり保険料及びてん補の範囲につき条件を付すことができる。</p>	<p>第2条（他船による加入船舶の曳航）</p> <p>1 組合は、<u>内航船</u>保険契約を締結している加入船舶が、日本の各港間若しくは湖、河川又は港内において他船により曳航（横抱き状態等を含む。）される場合に、曳航作業が開始された時から終了する時まで発生した当該加入船舶の保険契約承諾証の「てん補の範囲」に定める損害及び費用について、組合員がその支払いの責を負い、かつ、損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従ってん補する。ただし、標準的な曳航条件に比し加入船舶の責任が加重されている場合は、曳航条件の内容を申し出てあらかじめ組合の承認を受けなければならない。組合は、その承認にあたり保険料及びてん補の範囲につき条件を付すことができる。</p>	<p>文言の整備。</p>
---	--	---------------

旧	新	改定理由等
<p>内航押航特別条項</p> <p>第1条（てん補の範囲）</p> <p>1 組合は、<u>保険金額の定めのある</u>保険契約を締結している加入船舶が、日本の各港間若しくは湖、河川又は港内において他船又はその他の被押航物を押航する場合に、加入船舶と押航のためそれに連結されている船舶（以下、「連結船」という。）の運航に伴って発生した当該加入船舶の保険契約承諾証の「てん補の範囲」に定める損害及び費用について、組合員がその支払いの責を負い、かつ、損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従ってん補する。</p>	<p>内航押航特別条項</p> <p>第1条（てん補の範囲）</p> <p>1 組合は、<u>内航船</u>保険契約を締結している加入船舶が、日本の各港間若しくは湖、河川又は港内において他船又はその他の被押航物を押航する場合に、加入船舶と押航のためそれに連結されている船舶（以下、「連結船」という。）の運航に伴って発生した当該加入船舶の保険契約承諾証の「てん補の範囲」に定める損害及び費用について、組合員がその支払いの責を負い、かつ、損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従ってん補する。</p>	<p>文言の整備。</p>

旧	新	改定理由等
<p>内航ハーバータグ特別条項</p> <p>第1条（てん補の範囲）</p> <p>組合は、<u>保険金額の定めのある</u>保険契約を締結している加入船舶で日本の港において他船の出入港又は港内での移動のための補助作業を行う曳船として曳航作業が開始された時から終了する時までの曳航作業において発生した保険契約規程第2章に規定するものうち保険契約承諾証の「てん補の範囲」に定める損害及び費用について、組合員がその支払いの責を負い、かつ、損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従ってん補する。</p>	<p>内航ハーバータグ特別条項</p> <p>第1条（てん補の範囲）</p> <p>組合は、<u>内航船</u>保険契約を締結している加入船舶で日本の港において他船の出入港又は港内での移動のための補助作業を行う曳船として曳航作業が開始された時から終了する時までの曳航作業において発生した保険契約規程第2章に規定するものうち保険契約承諾証の「てん補の範囲」に定める損害及び費用について、組合員がその支払いの責を負い、かつ、損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従ってん補する。</p>	<p>文言の整備。</p>

旧	新	改定理由等
<p>内航特殊作業船特別条項</p> <p>第1条（てん補の範囲） 組合は、<u>保険金額の定めのある</u>保険契約を締結している加入船舶で日本の各港間もしくは湖、河川又は港内のみを航行する特殊作業船（自航・非自航を問わない。）の<u>運航に伴って発生した保険契約規程第2章に規定するものうち保険契約承諾証の「てん補の範囲」に定める損害及び費用について、組合員がその支払いの責を負い、かつ、損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従っててん補する。ただし、当該船舶の工事・作業遂行中に発生した損害及び費用については、次に掲げる責任及び費用をてん補する。</u></p> <p>(1) 加入船舶の船員に生じた死傷等に関する責任及び費用。ただし、船員については、船員保険、その他法令により担保する保険への加入を義務づけられている場合は、当該保険の付保の有無にかかわらず、その保険給付の対象となる部分についてはてん補しない。</p> <p>(2) 加入船舶の船骸、燃料及びその他財物の引揚げ、移動、撤去及び破壊並びに灯火・標識等の設置に関する責任及び費用</p> <p>(3) 加入船舶よりの積荷油、燃料油及びその他物質の流出、排出又はそれらの防止に関する責任及び費用</p> <p>第2条（てん補の制限） 組合は、特殊作業船の工事・作業中に発生した損害及び費用に関し、いかなる場合でも次に掲げる責任及び費用についてはてん補しない。</p> <p>(1) 工事・作業現場において加入船舶の工事・作業遂行に伴って工事対象物及びその付帯関連物・施設に与えた損害に関する責任及び費用</p> <p>(2) 工事・作業の請負人として組合員が負う担保責任及び仕事完成義務から生じる責任及び費用</p> <p>(3) 工事・作業の請負契約の特約で組合員に加重された責任及び費用</p> <p>(4) 工事・作業の請負契約の解約に伴って発生した損害に関する責任及び費用</p> <p>第3条（対象船舶） この特別条項でいう特殊作業船とは、浚渫、吊り上（下）げ、杭打、揚土、砕岩、探鉱、爆破、ケーブル・パイプ敷設、掘</p>	<p>内航特殊作業船特別条項</p> <p>第1条（てん補の範囲） 組合は、<u>内航船</u>保険契約を締結している加入船舶で日本の各港間もしくは湖、河川又は港内のみを航行する特殊作業船（自航・非自航を問わない。）の<u>工事・作業遂行中に発生した損害及び費用については、次に掲げるものを除きてん補しない。ただし、あらかじめ組合と組合員との間で別段の合意をした場合はこの限りではない。</u></p> <p>(1) 加入船舶の船員に生じた死傷等に関する責任及び費用。ただし、船員については、船員保険、その他法令により担保する保険への加入を義務づけられている場合は、当該保険の付保の有無にかかわらず、その保険給付の対象となる部分についてはてん補しない。</p> <p>(2) 加入船舶の船骸、燃料及びその他財物の引揚げ、移動、撤去及び破壊並びに灯火・標識等の設置に関する責任及び費用</p> <p>(3) 加入船舶よりの積荷油、燃料油及びその他物質の流出、排出又はそれらの防止に関する責任及び費用 <u>なお、加入船舶の工事・作業以外の運航に伴って発生した損害及び費用については、保険契約規程第2章に従っててん補する。</u></p> <p>第2条（てん補の制限） 削除</p> <p>第2条（対象船舶） この特別条項でいう特殊作業船とは、浚渫、吊り上（下）げ、杭打、揚土、砕岩、探鉱、爆破、ケーブル・パイプ敷設、掘</p>	<p>柔軟な対応を可能にする規定の改定。</p>

削、地質調査、海洋開発、廃棄物の焼却、潜水等の特殊作業を行う船舶をいう。	削、地質調査、海洋開発、廃棄物の焼却、潜水等の特殊作業を行う船舶をいう。	
第4条（保険契約規程との関係） この特別条項に規定のない事項については、保険契約規程の規定を適用する。	第3条（保険契約規程との関係） この特別条項に規定のない事項については、保険契約規程の規定を適用する。	

旧	新	改定理由等
P&I 戦争危険特別条項 第2条 本特別条項によるてん補は、保険契約規程第35条第3項第2号に規定された加入船舶の適正な保険価額(当該船舶の適正な保険価額が米貨 1 億ドルを超える場合は、米貨 1 億ドルとみなす。)、又は加入船舶の船舶戦争保険者からの回収可能額のいずれか高い方の米貨相当額を超える部分を対象とする。ただし、本超過規定は、用船者責任保険特約による場合は適用されない。又、組合は、その裁量により、判断理由を開示することなく、前記の超過額部分の損害の一部又は全部の支払いを認めることができる。	P&I 戦争危険特別条項 第2条 本特別条項によるてん補は、保険契約規程第35条第3項第2号に規定された加入船舶の適正な保険価額(当該船舶の適正な保険価額が米貨 5 億ドルを超える場合は、米貨 5 億ドルとみなす。)、又は加入船舶の船舶戦争保険者からの回収可能額のいずれか高い方の米貨相当額を超える部分を対象とする。ただし、本超過規定は、用船者責任保険特約による場合は適用されない。又、組合は、その裁量により、判断理由を開示することなく、前記の超過額部分の損害の一部又は全部の支払いを認めることができる。	国際 P&I グループで共同手配している超過額 P&I 戦争保険の条件変更を反映した規定の改定。

旧	新	改定理由等
制裁対象航海特別条項 第2条 組合員が前条に規定する事前申告もしくは確約書の提出を怠ったときは、組合は次に掲げる保障契約（ブルーカード）を取り下げることができる。 (4) 2007 年の「 <u>海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約(船骸撤去条約)</u> 」第 12 条に従って組合が発行した保障契約（ブルーカード）	制裁対象航海特別条項 第2条 組合員が前条に規定する事前申告もしくは確約書の提出を怠ったときは、組合は次に掲げる保障契約（ブルーカード）を取り下げることができる。 (4) 2007 年の「 <u>難破物の除去に関するナイロビ国際条約(難破物除去ナイロビ条約)</u> 」第 12 条に従って組合が発行した保障契約（ブルーカード）	名称の修正。